

令和6年度第6回 府中市公共施設マネジメントモデル事業検討協議会議事録

- ▽日 時 令和7年1月27日（月） 午後2時から午後3時まで
- ▽場 所 市役所おもや4階 第1特別会議室
- ▽出席委員 山本会長、松下副会長、野口委員、筒井委員、難波委員、森委員、山口委員、水橋委員
- ▽欠席委員 齋藤委員、油井委員
- ▽出席職員 町井建築施設課長、森影建築施設課長補佐、本木建築施設課文化・スポーツ施設老朽化対策担当副主幹、風間建築施設課公共施設マネジメント担当主査、奥建築施設課文化・スポーツ施設老朽化対策担当主査、武内建築施設課事務職員、小林建築施設課事務職員

【関係課】

小柴地域コミュニティ課長、塚本スポーツタウン推進課長補佐、山本スポーツタウン推進課施設係長、大沢図書館長、平井児童青少年課長、高橋学校施設整備担当副参事（兼）学校施設課長、角倉学校施設課学校施設整備担当主幹、七里学校施設課老朽化対策マネジメント担当主査

▽傍聴者 なし

▽内 容

1 あいさつ

2 議題

① 報告書（素案）について

3 その他

【配付資料】

資料1 府中市公共施設マネジメントモデル事業検討協議会検討結果報告書（素案）

資料2 検討協議会スケジュール（案）について

会議録

(事務局)

皆様おはようございます。定刻となりましたので、「第6回府中市公共施設マネジメントモデル事業検討協議会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、事務局より配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料をご確認ください。

※配付資料の確認

資料の不足はございませんでしょうか。会の進行中、何かございましたら事務局までお声掛けください。

それでは、進行につきまして、会長、よろしく願いいたします。

【次第1 あいさつ】

(会長)

それでは、第6回の公共施設マネジメントモデル事業検討協議会を開催いたします。

始めに、本日の委員の出席状況について事務局から報告をお願いします。

(事務局)

本日の委員の皆様の出席状況につきまして、出席委員の数が過半数に達していることから、本日の会議は有効に成立することをご報告いたします。

(会長)

次に、前回の協議会の議事録について事務局から報告をお願いします。

(事務局)

前回の協議会の議事録につきましては、事前に委員の皆様にご確認いただき、文言修正等させていただいたものをお配りしております。なお、議事録の黄色の部分につきましては、非公開となります。そのほか、修正点がございましたらご指摘くださいますようお願いいたします。

(会長)

前回の議事録について修正箇所などありましたらお願いします。

それでは無いようですので、続いて、本日の傍聴の申し出の状況について、事務局よりお願いいたします。

(事務局)

本日の協議会の傍聴ですが、広報やホームページで募集しましたところ、応募がありました。
んでした。

【次第2 議題】

(会長)

それでは本日の議題に入らせていただきます。始めに、議題①の報告書(素案)について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1について説明させていただきます。

※資料1について説明

(会長)

ありがとうございました。報告書(素案)について、説明がありましたが、ご質問やご意見はございますか。

(委員)

2ページの表1.1、表1.2について、令和2年度までの数値となっているが、より最新の数値に更新して欲しいです。

(事務局)

第7次府中市総合計画から引用しており、最新の表からの抜粋となっています。

(委員)

引用したためということであるが、決算書等の数値から表を更新することは可能ですか。

(事務局)

検討します。

(委員)

58ページの「想定される取組」には、小学校、中学校、文化センターの組み合わせはないのですか。武蔵台小学校と第七中学校は隣接しており、武蔵台文化センターと合わせて一体で整備するという考え方はないのですか。四谷小学校と第八中学校も隣接しています。小学校と中学校という組み合わせはないのですか。

(事務局)

同種施設の組み合わせについては、58ページに、「同種施設同士（例：小学校と中学校）の検討は、施設所管課の検討事項となるため、本事業では対象としません。」と記載しています。小学校と小学校、小学校と中学校のように所管部署が同じになる施設については、まず当該所管部署で検討するものと考えています。当協議会では、複数の所管部署に跨る施設について、調整を進めるために方針を示したいと考えています。

(委員)

話の趣旨は理解できます。しかし、「想定される取組」には学校同士の組み合わせを記載しなくても検討事項とにならないような書きぶりにはしないで欲しいです。施設所管課の検討を踏まえた上で対象とするような前向きな意図が伝わるような書きぶりにしてもらいたいです。所管部署で学校同士の組み合わせが検討された後に、さらに文化センターとの組み合わせも検討するということになります。

(委員)

このままの書きぶりだと、学校同士の組み合わせはないというように伝わってしまいます。財政が厳しいのであれば、1つの選択肢としては考えるものと思います。

(事務局)

所管部署で検討した後、他種施設との連携についても検討するというような書きぶりを検討します。

(委員)

府中市としては、小中一貫校は検討しないが、小学校と中学校との連携を目指していると聞いたことがあります。学校の連携については、教育委員会が判断するにしても、当協議会としては、そういった選択肢を提示しても良いように思います。

(委員)

西府文化センターと第五小学校については崖の上であり、ハザードマップ等を確認すると避難所にはなりません。その点を加味すると、場所を移転して建て替えるという選択肢はないのですか。

(事務局)

教育委員会によって、第五小学校の改築が検討されています。改築に当たっては、施設の配置によって解消できる部分もあると考えており、敷地全てが崖地にかかっているわけでは

ないため、配慮しながら整備してものと考えております。文化センターについても同様に建て替えの際、どのように対応するかは課題と考えております。

(委員)

74ページの「4 取組により期待できる効果」について、地球温暖化対策、二酸化炭素削減に関することも記載して欲しいです。施設面積が削減されれば、二酸化炭素排出量も削減され、地球温暖化対策に寄与します。

(事務局)

内容について検討します。

(委員)

75ページの「(2) 学校図書館と地域図書館の機能集約の留意点」に記載があるように、法令上、学校図書館は学校に必置の施設となります。個別整備する場合、文化センターの地区図書館のみに図書館を集約し、学校の中に学校図書館がなくなってしまうと、法令に違反することになります。52ページについて、個別整備のうち機能集約で、「いずれかの施設に集約の上、施設は異なる敷地に個別建て替え」と記載されていますが、「いずれかの施設」ではなく、学校にしか集約ができないです。学校図書館に集約することが必須である旨が分かるような記載とした方が良いです。59ページ、60ページについても、個別整備の機能集約の部分の図書館に記述についても「いずれかの施設に」となっているが、学校図書館に集約するしかないため、そのように記載を修正して欲しいです。

(事務局)

内容について修正します。

(委員)

74ページの「4 取組により期待できる効果」で、市民と児童・生徒の交流についても記載しても良いのではないですか。

(委員)

71ページに「各施設で有する機能には類似するものが多くある」と記載されています。例えば、学校には家庭科室がありますが、文化センターにも料理講習室があります。ただし、学校の家庭科室は、常に児童が利用しており、日中に開放することはできません。また、和室があれば、クラブ活動を通して、地域との交流ができますが、時間が限られます。学校教育活動の合間を縫った短い時間の中で、どこまで地域との交流ができるかという点については、悩んでいるところです。放課後や休日の限られた時間の中で、学校と文化センターを複

合化するの、どこまで効果があるのかと考えています。

(委員)

社会との交流機会確保の難しさと交流の重要性、両方あると理解しています。

(委員)

学校プールであれば、夏季休業期間があり、空いている日も多いです。そうした期間に社会教育としてプールを活用してもらえると良いと考えています。一方で、音楽室については、常に授業で利用しています。

(委員)

学校活動で利用されている諸室については、放課後や休日の開放ということになります。

(事務局)

学校の開放を考えた際に、セキュリティ面を考慮すると、開放できる時間に制約が生じます。74ページの「4 取組により期待できる効果」にどのように表現できるかは、検討します。

(委員)

放課後や休日、夏季休業期間などの学校が利用していない時間について、有効に活用するというような記載はできるかもしれません。

(委員)

児童・生徒の地域との交流を考えると、学校と文化センターとの連携は重要と考えています。

(委員)

市内の小学校や中学校では太鼓の練習をしているところもあるようですが、学校によっては練習する場所がないと聞きます。防音機能を備えた諸室が限られているためです。クラブ活動も外部指導員に変わっていくと思いますので、学校で太鼓が練習できるように、防音機能を備えた諸室が共用されていくことを期待しています。

(委員)

放課後は、音楽室は空いています。放課後に、太鼓の練習に活用するという事は、十分考えられると思います。放課後に、校庭をサッカー教室で使っています。子供の居場所作りという視点は重要です。

(委員)

74ページの「4 取組により期待できる効果」に、学校開放に関しても記載できるでしょうか。

(事務局)

地域開放、学校開放について、どこまで記載できるかは教育部門と調整しながら、検討します。

(委員)

府中市の中学校には、太鼓は常設されているのですか。

(委員)

学校によります。

(委員)

第一中学校では、ボランティア部が太鼓の練習をしています。

(委員)

府中市の魅力として芸能や文化を継承するという取組も組み合わせて記載できるとより良いのではないですか。

(委員)

75ページの「ア 児童・生徒のセキュリティ確保」については、機能集約や複合化により、地域との交流が進む一方で、子供と市民のトラブルが生じる可能性もあります。そうしたトラブルが起きない管理体制の構築についても記載を検討して欲しいです。不登校が問題になっていますが、市民とのトラブルで学校が怖くなってしまふ、地域に出るのが怖くなってしまふのでは本末転倒です。

(委員)

学校で家庭科室を使っている割合が高いが、それを調理の授業に使っているかという点もまた別の話になります。裁縫の授業でも家庭科室を使っていると思いますが、文化センターだと料理講習室とその他会議室に分かれているため、料理講習室はそれほど利用されていません。実際の利用用途を仮により細かく分けること、例えば、学校で調理をする時とそうでない時とに分けることができれば、学校と文化センターで統合しても、調理をしない時には文化センターの会議室で家庭科を行い、調理をする時は、料理講習室を使うということができ

るのではないですか。そうすれば、より諸室を有効に活用できると思います。そうした管理は難しいので、公共施設予約システムなどで管理できれば、効果的だと思います。

(委員)

第十中学校はプールを授業で使わない場合、インターネットで予約して使うことができます。地域プールが一部廃止され、学校プールとの併用が進んでいます。セキュリティの観点で言えば、第一中学校では、生徒のスペースが奥にあり、手前には地域住民が使うことができるスペースがあります。そういった考え方や設計は有効と考えます。

(委員)

学校を有効に使用するのであれば、まずは学校教育活動が優先であり、地域はそれ以外の時間に使うこととなります。あとは、セキュリティの問題がないかどうかです。家庭科室を使用して家庭科を行うものなのですか。

(委員)

家庭科は家庭科室で行うことが多いです。家庭科室のテーブルを開けると、コンロ等が備え付けられています。文化センターの料理講習室と学校の家庭科室が一緒になった場合、学校活動で主に使うことになり、日中は地域で使うことは難しくなります。確かに、家庭科で座学の勉強をすることもあります。その場合に教室で授業を行い、その空いた時間に家庭科室を使いたいという団体はどこまでいるのでしょうか。学校側からすれば、セキュリティの懸念もあります。また、きちんと責任を持って管理してくれるのかも心配です。責任のある団体でないと貸し出せません。裁縫は針なども使うため心配です。

(委員)

第一中学校で言えば、家庭科室には被服室と調理室があります。それらは、生徒のスペースと区切ることができ、土日であれば地域で使用できると思います。安全にトラブルなく、使用することをどのように担保するかということです。

(委員)

文化センターの料理講習室を見学し、関係者と話をしたことがあります。文化センターが企画して、料理教室を開催し、集客を図っています。団体で使用するというよりは、講座に応募して利用することが多いように思います。

(委員)

統合することによって、事務的な作業を、例えば指定管理者が行えば、運営の負担は軽減します。それを記載できるかどうかです。指定管理者のようなことを大胆には記載すること

はできないかもしれません。

(委員)

図書館機能は学校に寄せるしかないという話もありましたが、48ページの表4.1について、矢印は地区図書館から学校図書館へと一方通行となります。71ページの表についても、図書館は合築整備でしか対応できません。個別整備はできません。これまでの話を踏まえて、整合性を図った方が良いでしょう。

(委員)

48ページは分かりますが、71ページは、学校図書館を地域の方が使うということで、先行事例としても多いです。

(委員)

合築、複合化は問題ないです。両方の法的根拠を合わせて持っている図書館とすれば、それ自体は問題ないです。

(委員)

74ページの「4 取組により期待できる効果」について、全体を通して、財政的な効果があるから必要ということは分かります。しかし、3つ目の「地域拠点施設の機能強化」が、より熱意やボリュームがあると、市民としては納得感があります。「市民サービスの向上につながる」だけでは少し弱いのではないですか。

(委員)

個別整備で機能集約をした際に、文化センターにある地区図書館を学校施設とみなすという運用は可能なのですか。

(委員)

そういった事例は把握していません。学校図書館の館長は校長であり、個別整備された地区図書館をそこだけ学校の管理下とみなすことは難しいのではないのでしょうか。合築であれば問題ないです。

(事務局)

欠席されている委員より、ご意見を預かっていますので、事務局より紹介します。

75ページの「5 取組に当たっての留意事項」に関して、2点のご意見があり、可能であれば追記をして欲しいとのことでした。

・実際に取組を進める際に、文化センターの専門書室等の稼働率が低い諸室について、ニ

ーズが低いから稼働率が低いのか、施設配置、設備面の影響を受けて利用しにくいから使われていないのかは、数値だけでは分かりません。取組を進める際には、現状の利用状況だけでなく、市民の声をもう一度聞いた上で、取組を考えた方が良いです。

- ・合築整備の場合、既存の施設に、別の施設が合築されるため敷地としては狭くなります。施設の面積だけを考えるのではなく、屋外のスペースをどのように使うかを配慮して、設計していく必要があります。

(委員)

75ページの「5 取組に当たっての留意事項」に記載できるかどうかを検討してください。

(委員)

11ページの地区図書館の丸の色味が薄いので、濃くして欲しいです。

(委員)

地図については、横向きに表示するなど、見やすい方法も検討してください。

(事務局)

今後、見せ方やレイアウト等についても、ご意見があればご連絡いただきたいです。対応について検討します。

(会長)

他にございますか。

それでは、無いようですので、議題3のその他について、事務局から説明をお願いします。

【次第3 その他】

(事務局)

資料2について説明させていただきます。

※資料2について説明。

次回、第7回の協議会の開催日程についてですが、3月5日（水）午前10時からを予定しております。

内容としては、報告書（案）をご確認いただく予定でございます。

(会長)

それでは、委員の皆様、よろしくお願ひいたします。全体を通して、何か質問はございますか。

それでは、無いようですので、これで第6回の協議会を終了いたします。ご議論いただきありがとうございました。

以上